

令和8年度東京地方最低賃金審議会 第1回専門部会 議事要旨

1 日 時 令和8年7月29日（水） 午後4時09分から午後4時41分まで

2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室2-1、2-2

3 出席状況 公益代表委員3名 労働者代表委員3名 使用者代表委員3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見について
- (3) 労使各側の基本的な意見の表明について
- (4) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長及び部会長代理の選出では、部会長に本田委員、部会長代理に石毛委員が選出された。
- (2) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見について、労使各側から、提出された意見を受け止め、今後の審議に臨みたいとの意見が出された。

- (3) 労使各側の基本的な意見については、

労働者側委員から

- ・中央最低賃金審議会の答申で示された目安額については、到底納得できない。
- ・東京のあるべき賃金水準1,370円を目指し、物価の上昇に負けない賃上げを目指していきたい。
- ・正社員と非正規雇用労働者との格差是正についても改善していかなければならない。
- ・実質賃金はプラスに転じているものの、エネルギー補助金等による影響を考慮すると更なる賃上げは必要である。
- ・労働者の生活の安定、労働力の質向上及び事業の競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することが大事である。
- ・労働者はそれぞれ所属する企業及び団体に貢献し、賃金はその対価であることも含めて、今回の審議に臨みたい。
- ・意見書などの声を重く受けとめ、真摯に審議に臨みたい。結果、労使ともに納得のいく答えが出ることを期待していきたい。

との意見が出された。

使用者側委員から

- ・最低賃金の一定の引上げは理解しているが、すべての企業に適用される罰則付き強行法規の適用がある最低賃金の引上げと、交渉で決まる通常の賃上げを同列に扱えない。よって、春季労使交渉における賃上げ率を目標として、最低賃金の引き上げのあり方を検討するような方法は適切ではない。

- ・最低賃金の改定額は最低賃金法第9条で定められた法定3要素のデータをバランスよく丁寧に見ながら決めるべきである。
- ・労働者数30名未満で、1年以上事業を営んでいる会社の状況を示す賃金改定状況調査の第4表こそ、支払能力を含む3要素を総合的に示した指標である。
- ・物価高騰が続く中、生計費への一定の配慮が必要であるということは、認識しているが、3要素のうち生計費のみに着目をするような議論ではなく、中小小規模事業者の経営実態を慎重に見極めながら、納得感のある引き上げ額の決定に向けて、丁寧な審議を行いたい。
- ・「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」では指定日発効を否定するものではないと理解しており、発効日については法定発効にするのか指定日発効にするのか議論していきたい。
- ・様々な立場の多くの団体から、様々な意見要請が寄せられているということを重く受け止め、真摯かつ慎重に審議に臨みたい。
- ・今年度の東京地方最低賃金審議会の審議においては、中東情勢の影響を丁寧に見ることを求めたい。

との意見が出された。

(4) 次回、第2回専門部会は、7月30日午前10時00分から開催することとされた。